

第9号議案

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部改正について

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月21日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染対策に対応した取組を実施するため宿泊施設の一部を改装し、当該施設の利用料金を改定したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部を改正する条例

豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例（平成 17 年豊後大野市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

別表中

個室	5人用	1泊1部屋	33,000円
	2人用	1泊1部屋	17,600円

を

個室	5人用	1泊1部屋	33,000円
	4人用	1泊1部屋	30,800円
	2人用	1泊1部屋	17,600円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、指定管理者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る利用料金を定める場合について適用し、施行日前の利用の許可に係る利用料金を定める場合については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 13 条第 2 項の規定により指定管理者が利用料金を定めることその他新条例の施行に関し必要な事項は、施行日前においても行うことができる。